

【 v 母子保健課關係】

(案)

厚生労働省発雇児※第※号

平成25年※月※日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官

母子保健衛生費等の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号本職通知の別紙「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので通知する。

ただし、平成25年3月以前に行われた母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第20条の規定による養育医療の給付に関する取扱いについては、なお従前の例による。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業 (負担金) 母子保健法第 20 条の規定により、<u>市 (区) 町村</u>が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。</p> <p>(2) 結核児童療育給付事業 (負担金) 児童福祉法第 20 条の規定により、<u>都道府県、指定都市及び中核市</u>が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業 (負担金) 児童福祉法第 20 条の規定により、<u>都道府県、指定都市及び中核市</u>が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第 20 条の規定により、<u>市 (区) 町村</u>が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業 (補助金) 平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子ども心の診療ネットワーク事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業 オ 都道府県が行う健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業 (負担金) 母子保健法第 20 条の規定により、<u>都道府県、地域保健法施行令 (昭和 23 年政令第 77 号) 第 1 条に定める保健所を設置する市 (以下「政令市」という。以下同じ。)</u>及び<u>特別区</u>が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。</p> <p>(2) 結核児童療育給付事業 (負担金) 児童福祉法第 20 条の規定により、<u>都道府県、指定都市及び中核市</u>が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業 (負担金) 児童福祉法第 20 条の規定により、<u>都道府県、指定都市及び中核市</u>が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第 20 条の規定により、<u>都道府県、政令市及び特別区</u>が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業 (補助金) 平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子ども心の診療ネットワーク事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業 オ 都道府県が行う健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額、別表1の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、<u>市(区)町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないもの</u>であること。</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 (1) <u>都道府県知事は、この負担金及び補助金の交付を受けるため、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>市町村長は、この負担金(母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の交付を受けるため、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>都道府県知事は、(2)の申請所を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第2-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)に係るものを除き、政令市及び特別区の長は、この負担金及び補助金の交付を受けるため、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> | <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額、別表1の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、<u>政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないもの</u>であること。</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 <u>この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(変更申請手続) 10 (略)</p> <p>(交付決定の通知) 11 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときは、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間) 12 (略)</p> <p>(概算払) 13 (略)</p> <p>(実績報告) 14 (1) 都道府県知事は、この負担金及び補助金の事業実績報告について、翌年度6月末日(8の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日までに別紙様式第3-1による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村長は、この負担金(母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の事業実績報告について、都道府県知事が定める日(8の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-3を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第3-1と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)に係るものを除き、政令市及び特別区の長は、この負担金及び補助金の事業実績報告について、翌年度6月末日(8の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-2による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> | <p>(変更申請手続) 10 (略)</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間) 11 (略)</p> <p>(概算払) 12 (略)</p> <p>(実績報告) 13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度6月末日(8の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(国庫負担金の額の確定の通知)</p> <p>15 都道府県知事は、市町村分に係る母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>16 (負担金及び補助金の返還) (略)</p> <p>(その他) 17 (略)</p> | <p>(負担金及び補助金の返還) 14 (略)</p> <p>(その他) 15 (略)</p> |

| 新 | | 旧 | | |
|----------------------|---|---|---------------|--|
| 別表1 徴収基準額表（養育医療給付事業） | | 別表1 徴収基準額表（養育医療給付事業） | | |
| 階層区分 | 世帯の階層の区分 | 徴収基準額 月 | 徴収基準額 加算月額 | |
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,600 | 260 | |
| C階層 | A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 | 5,400 | 540 | |
| | 均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） | 7,900 | 790 | |
| D階層 | A階層をのぞき前年の所得税課税の区分に該当する世帯 | 円 所得税の年額 D1 15,000円以下 D2 15,001～40,000 D3 40,001～70,000 D4 70,001～183,000 D5 183,001～403,000 D6 403,001～703,000 D7 703,001～1,078,000 D8 1,078,001～1,632,000 D9 1,632,001～2,303,000 D10 2,303,001～3,117,000 D11 3,117,001～4,173,000 D12 4,173,001～5,334,000 D13 5,334,001～6,674,000 D14 6,674,001以上 | 10,800 | 1,080 |
| | | | 16,200 | 1,620 |
| | | | 22,400 | 2,240 |
| | | | 34,800 | 3,480 |
| | | | 49,400 | 4,940 |
| | | | 65,000 | 6,500 |
| | | | 82,400 | 8,240 |
| | | | 102,000 | 10,200 |
| | | | 123,400 | 12,340 |
| | | | 147,000 | 14,700 |
| | | | 172,500 | 17,250 |
| | | | 199,900 | 19,990 |
| | | | 229,400 | 22,940 |
| | | | 全額 | 左の徴収基準額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円 |

| | |
|----|---------|
| 備考 | 1～7 (略) |
| 備考 | 1～7 (略) |

| | |
|----|---|
| 備考 | 1～7 (略) |
| 備考 | 8 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発見第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。 |

別表2 徴収基準額表 (結核児童療育給付事業)

別表2 徴収基準額表 (結核児童療育給付事業)

| 階層区分 | 世帯の階層の区分 | 徴収基準月額 | 徴収基準加算月額 | |
|------------------|---|--------|----------|----------------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | 220 | |
| C階層 | A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 | 4,500 | 450 | |
| | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | | | |
| D階層 | 所得割の額のある世帯 | 5,800 | 580 | |
| | | | | 円 |
| | | | | 所得税の年額 |
| | | | | 2,400円以下 |
| | | | | 2,401～ 4,800 |
| | | | | 4,801～ 8,400 |
| | | | | 8,401～ 12,000 |
| | | | | 12,001～ 16,200 |
| | | | | 16,201～ 21,000 |
| | | | | 21,001～ 46,200 |
| | | | | 46,201～ 60,000 |
| | | | | 60,001～ 78,000 |
| 78,001～ 100,500 | | | | |
| 100,501～ 190,000 | | | | |
| D1 | 6,900 | 690 | | |
| D2 | 7,600 | 760 | | |
| D3 | 8,500 | 850 | | |
| D4 | 9,400 | 940 | | |
| D5 | 11,000 | 1,100 | | |
| D6 | 12,500 | 1,250 | | |
| D7 | 16,200 | 1,620 | | |
| D8 | 18,700 | 1,870 | | |
| D9 | 23,100 | 2,310 | | |
| D10 | 27,500 | 2,750 | | |
| D11 | 35,700 | 3,570 | | |
| D12 | 44,000 | 4,400 | | |

| 階層区分 | 世帯の階層の区分 | 徴収基準月額 | 徴収基準加算月額 | |
|------------------|---|--------|----------|----------------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | 220 | |
| C階層 | A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 | 4,500 | 450 | |
| | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | | | |
| D階層 | 所得割の額のある世帯 | 5,800 | 580 | |
| | | | | 円 |
| | | | | 所得税の年額 |
| | | | | 2,400円以下 |
| | | | | 2,401～ 4,800 |
| | | | | 4,801～ 8,400 |
| | | | | 8,401～ 12,000 |
| | | | | 12,001～ 16,200 |
| | | | | 16,201～ 21,000 |
| | | | | 21,001～ 46,200 |
| | | | | 46,201～ 60,000 |
| | | | | 60,001～ 78,000 |
| 78,001～ 100,500 | | | | |
| 100,501～ 190,000 | | | | |
| D1 | 6,900 | 690 | | |
| D2 | 7,600 | 760 | | |
| D3 | 8,500 | 850 | | |
| D4 | 9,400 | 940 | | |
| D5 | 11,000 | 1,100 | | |
| D6 | 12,500 | 1,250 | | |
| D7 | 16,200 | 1,620 | | |
| D8 | 18,700 | 1,870 | | |
| D9 | 23,100 | 2,310 | | |
| D10 | 27,500 | 2,750 | | |
| D11 | 35,700 | 3,570 | | |
| D12 | 44,000 | 4,400 | | |

| 新 | | 旧 | | | | |
|----|--|--|---|--|---|--|
| | | 190,001～299,500 299,501～831,900 831,901～1,467,000 1,467,001～1,632,000 1,632,001～2,302,900 2,302,901～3,117,000 3,117,001～4,173,000 4,173,001以上 | D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 | 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全 額 | 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の徴収基 準額の10% ただしその 額が17,120 円に満たな い場合は 17,120円 | |
| | 1～4 (略) | | | | | |
| 備考 | 5 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号)の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県知事等が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。 | | | | | |
| | 1～4 (略) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

| 別表3 | | | | | 別表3 | | | | |
|--------------|------------------|---|--|----------|--------------|------------------|---|--|----------|
| 旧 | | | | | 新 | | | | |
| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 負担率又は補助率 | 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 負担率又は補助率 |
| 母子保健衛生費国庫負担金 | (略) | (略) | (略) | (略) | 母子保健衛生費国庫負担金 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 結核児童日用品費等負担金 | 結核児童日用品費等の給付 | 次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額 (1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合は、 <u>都道府県知事又は 政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額</u> | 結核児童日用品費等の給付に必要な費用(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 | (略) | 結核児童日用品費等負担金 | 結核児童日用品費等の給付 | 次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額 (1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合は、 <u>市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額</u> | 結核児童日用品費等の給付に必要な費用(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 | (略) |
| 母子保健衛生費国庫補助金 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | (略) | (略) | (略) | 母子保健衛生費国庫補助金 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | (略) | (略) | (略) |

| 新 | | 旧 | |
|------------------|--|--|--|
| 療育指導事業 | (略) | 療育指導事業 | (略) |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業 | <p>(略)</p> <p>2分の1</p> | 生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | (略) |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業 | <p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 117,800円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談人を配置する場合は68,700円×実施月数を加算。</p> <p>3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は60,500円×実施月数を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,477,000円</p> | <p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 113,900円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談人を配置する場合は68,700円×実施月数を加算。</p> <p>3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は31,100円×実施月数を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,510,000円</p> | (略) |
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | <p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 助成費 特定不妊治療 150,000円×実施件数</p> <p>2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数</p> | 不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、[消耗品費、印刷製本費]、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助費及び交付金、扶助費 | <p>不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、[消耗品費、印刷製本費]、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助費及び交付金、扶助費</p> |

| 新 | | 旧 | | | |
|---|-----------------------|-----|-----------------------|-----|-----|
| | 健やかな妊 娠等サポ一 ト事業 | (略) | | (略) | |
| | | | 健やかな妊 娠等サポ一 ト事業 | (略) | (略) |

別紙様式第1
(略)

別紙様式第2-1

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

番 号
年 月 日

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、母子保健衛生費国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費については、管内市町村分について、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめ提出する。

- 1 申請額 金 円
- 母子保健衛生費国庫負担金 都道府県分 金 円
- 市町村分 金 円
- 結核児童日用品費等国庫負担金 都道府県分 金 円
- 市町村分 金 円
- 母子保健衛生費国庫補助金 金 円

2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1-1]

3 国庫負担金所要額調 [様式 2-1]
(注1 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)

4 国庫負担金所要額市町村別内訳書 [様式 3]
(注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ添付すること。)

5 国庫補助金所要額調 [様式 4]

6 添付書類
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
(2) その他参考資料

別紙様式第1
(略)

別紙様式第2

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
政令市長
特別区区長

番 号
年 月 日

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
- 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
- 母子保健衛生費国庫補助金 金 円

2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1]

3 国庫負担金所要額調 [様式 2]
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)

4 国庫補助金所要額調 [様式 3]

5 添付書類
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
(2) その他参考資料

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長
特別区区长

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
- 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
- 母子保健衛生費国庫補助金 金 円

2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表 [様式 1-1]

3 国庫負担金所要額調 [様式 2-1]
(注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)

4 国庫補助金所要額調 [様式 4]

- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
 - (2) その他参考資料

別紙様式第2-3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
- 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円

2 国庫負担金所要額総括表 [様式 1-2]

3 国庫負担金所要額調 [様式 2-2]

(注) 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)

4 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本
- (2) その他参考資料

別紙様式第2-4

番 号

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金の交付決定通知書

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

1 この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う母子保健法第20条の規定による事業である。

2 この負担金の交付決定額は、次のとおりである。

| | | | |
|--------------|-----------------------|---|---|
| <u>交付決定額</u> | <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> | 金 | 円 |
| | <u>結核児童日用品費等国庫負担金</u> | 金 | 円 |

3 この負担金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。

「母子保健衛生費等国庫負担（補助）について」（平成20年6月4日厚生労働省発雇足第0604003号）の別紙「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」の4により行われるものである。

4 この負担金は、交付要綱の8に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の13に定めるところにより行われなければならない。

6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙様式第3-1

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。
 なお、母子保健衛生費負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担機の未熟児移送費については、管内市町村分について、事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめ提出する。

| | | | |
|---|----------------|-------|---|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| | 母子保健衛生費国庫負担金 | 都道府県分 | 円 |
| | | 市町村分 | 円 |
| | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 都道府県分 | 円 |
| | | 市町村分 | 円 |
| | 母子保健衛生費国庫補助金 | 金 | 円 |

2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1-1]

3 国庫負担金精算額調 [様式 2-1]
 (注1 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)

4 国庫負担精算額市町村別内訳書 [様式 3]
 (注2 市町村分をとりまとめた養育医療費及び未熟児移送費のみ該当。)

5 国庫補助金精算額調 [様式 4]

6 添付書類
 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
 (2) その他参考資料

別紙様式第3

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
 政令市市長
 特別区区長

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

| | | | |
|---|--------------------|---|--------|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| | 母子保健衛生費国庫負担金 | 金 | 円 |
| | 結核児童日用品費等国庫負担金 | 金 | 円 |
| | 母子保健衛生費国庫補助金 | 金 | 円 |
| 2 | 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 | | [様式 1] |

3 国庫負担金精算額調 [様式 2]
 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)

4 国庫補助金精算額調 [様式 3]

5 添付書類
 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
 (2) その他参考資料

別紙様式第3-2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

政令市市長
特別区区长

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 精算額
 - 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
 - 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円
 - 母子保健衛生費国庫補助金 金 円
- 2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1-1]
- 3 国庫負担金精算額調 [様式 2-1]
 （注）精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。）
- 4 国庫補助金精算額調 [様式 4]
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - (2) その他参考資料

別紙様式第3-3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金の事業実績報告について

標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

- 1 精算額 金 円
- 母子保健衛生費国庫負担金 金 円
- 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円

2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1-2]

3 国庫負担金精算額調 [様式 2-2]
(注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)

4 添付書類
(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本
(2) その他参考資料

別紙様式第 3 - 4

番 号

平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金交付額確定通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度母子保健衛生費等国庫負担金
については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が次のとおり確定さ
れ、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので
通知する。

なお、超過交付となった母子保健衛生費等国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日
までに返還することになったので、あわせて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事



記

母子保健衛生費国庫負担金

| | | |
|----------------|---|---|
| 交付確定額 | 金 | 円 |
| 追加交付額 | 金 | 円 |
| 返還額 | 金 | 円 |
| 結核児童日用品費等国庫負担金 | | |
| 交付確定額 | 金 | 円 |
| 追加交付額 | 金 | 円 |
| 返還額 | 金 | 円 |

別紙様式第4
(略)

別紙様式第4
(略)

様式 1 一 1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

| 区分 | 種 目 | 国庫負担(補助)基本額 | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 備 考 |
|--------------|--------------------|-------------|---------------|-----|
| 母子保健衛生費負担金 | 旧養育医療費 | 円 | 円 | |
| | 養育医療費 | | | |
| | 小 計 | | | |
| 結核児童日用品費等負担金 | 療育の給付費 | | | |
| | 小 計 | | | |
| | 旧結核児童日用品費等(未熟児移送費) | | | |
| 母子保健衛生費補助金 | 療育指導事業 | | | |
| | 子ども心の診療ネットワーク事業 | | | |
| | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | | | |
| 母子保健衛生費補助金 | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | | | |
| | 健やかな妊娠等サポート事業 | | | |
| | 小 計 | | | |
| 合 計 | | | | |

(注)・国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式4の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。
 ・旧養育医療費欄及び旧結核児童日用品費等(未熟児移送費)には、平成25年3月末までに医療の給付が行われたものを記載すること。

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

| 区分 | 種 目 | 国庫負担(補助)基本額 | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 備 考 |
|--------------|------------------|-------------|---------------|-----|
| 母子保健衛生費負担金 | 養育医療費 | 円 | 円 | |
| | 療育の給付費 | | | |
| | 小 計 | | | |
| 結核児童日用品費等負担金 | 結核児童日用品費等 | | | |
| | 子ども心の診療ネットワーク事業 | | | |
| | 療育指導事業 | | | |
| 母子保健衛生費補助金 | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | | | |
| | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | | | |
| | 健やかな妊娠等サポート事業 | | | |
| 合 計 | | | | |

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式 2-1 国庫負担金所要額調

| 種目 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | 備考 |
|--------------------|----------------|-------------|-----------|------|----------------------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 寄付金その他の収入額② | 差引額(①-②)③ | 基準額④ | 選定額(③と④のいずれか少ない方の額)⑤ | |
| 旧養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 養育医療費 | | | | | | |
| 療育の給付費 | | | | | | |
| 旧結核児童日用品費等(未熟児移送費) | 0 | | 0 | | 0 | 0 |
| 結核児童日用品費等 | | | | | | |

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。
 ・旧養育医療費欄及び旧結核児童日用品費等(未熟児移送費)には、平成25年3月末までに医療の給付が行われたものを記載すること。

別表 1 養育医療費所要額明細表

| 区分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備考 |
|-----|----------------|-------|-------------------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用総額② | 控除額(医療保険各③、法負担額)④ | 差引額(②-③)⑤ | |
| 医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 看護料 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注)都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表 2 療育の給付費所要額明細表

| 区分 | 都道府県(指定都市・中核市)名 | | | | 備考 |
|------|-----------------|-------|-------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用単価② | 費用総額③ | 差引額(②-③)④ | |
| 医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 移送費等 | | | | | |
| 計 | | | | | |

別表 3 結核児童日用品費等所要額明細表

| 区分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備考 |
|---------|----------------|-------|-------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用単価② | 費用総額③ | 差引額(②-③)④ | |
| 学習用品費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 日用品費 | | | | | |
| 旧未熟児移送費 | | | | | |
| 未熟児移送費 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。
 ・旧未熟児移送費欄には、平成25年3月末までに医療が実施されたものを記載すること。

様式 2 国庫負担金所要額調

| 種目 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | 備考 |
|-----------|----------------|-------------|-----------|------|----------------------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 寄付金その他の収入額② | 差引額(①-②)③ | 基準額④ | 選定額(③と④のいずれか少ない方の額)⑤ | |
| 養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 療育の給付費 | | | | | | |
| 結核児童日用品費等 | | | | | | |

(注)都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表 1 養育医療費所要額明細表

| 区分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備考 |
|-----|----------------|-------|-------------------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用総額② | 控除額(医療保険各③、法負担額)④ | 差引額(②-③)⑤ | |
| 医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 看護料 | | | | | |
| 計 | | | | | |

別表 2 療育の給付費所要額明細表

| 区分 | 都道府県(指定都市・中核市)名 | | | | 備考 |
|------|-----------------|-------|-------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用単価② | 費用総額③ | 差引額(②-③)④ | |
| 医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 移送費等 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表 3 結核児童日用品費等所要額明細表

| 区分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備考 |
|---------|----------------|-------|-------|-----------|----|
| | 対象経費の支出予定額① | 費用単価② | 費用総額③ | 差引額(②-③)④ | |
| 学習用品費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 日用品費 | | | | | |
| 旧未熟児移送費 | | | | | |
| 未熟児移送費 | | | | | |
| 計 | | | | | |

様式 3-1 国庫負担金所要額市町村別内訳書

| 市町村 | 区 | 対象経費の 支出予定額 ① | 寄付金 その他の ② | 差引額 (①-②) ③ | 基準額 ④ | 選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤ | 交付要綱6及 7に定める 額 ⑥ | 都道府県名 | | 備考 |
|-------|---|---------------------|------------------|-------------------|----------|--------------------------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|----|
| | | | | | | | | 国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦ | 要国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧ | |
| 〇〇市 | | | | | | | | | | |
| ●●町 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| ●〇市町村 | | | | | | | | | | |

(注)・この表は、市町村長から提出された様式2-2による所要額に基づいて作成すること。□
・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式 4-1 国庫補助金所要額調

| 種 目 | 対象経費の 支出予定額 ① | 寄付金その 他の収入額 ② | 差引額 (①-②) ③ | 基準額 ④ | 国庫補助 基本額 ⑤ | 要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ | 都道府県(政令市・特別区)名 | |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|----------|------------------|------------------------|------------------|-------------------|
| | | | | | | | 国庫補助 基本額 ④ | 差引額 (①-②) ③ |
| 子どもの心の診療ネットワーク事業 | | | | | | | | |
| 療育指導事業 | | | | | | | | |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業 | | | | | | | | |
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | | | | | | | | |
| 健やかな妊娠等サポート事業 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額
・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式 3 国庫補助金所要額調

| 種 目 | 対象経費の 支出予定額 ① | 寄付金その 他の収入額 ② | 差引額 (①-②) ③ | 基準額 ④ | 国庫補助 基本額 ⑤ | 要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ | 都道府県(政令市・特別区)名 | |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|----------|------------------|------------------------|------------------|-------------------|
| | | | | | | | 国庫補助 基本額 ④ | 差引額 (①-②) ③ |
| 子どもの心の診療ネットワーク事業 | | | | | | | | |
| 療育指導事業 | | | | | | | | |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業 | | | | | | | | |
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | | | | | | | | |
| 健やかな妊娠等サポート事業 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額
・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式 1-2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

| 区分 | 種 | 目 | 国庫負担(補助)基本額 | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 市町村名 | 備考 |
|--------------|--------|---|-------------|---------------|------|----|
| 母子保健衛生費負担金 | 養育医療費 | | 円 | 円 | | |
| 結核児童日用品費等負担金 | 未熟児移送費 | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

(注) 国庫負担基本額欄には、様式 2-2 の国庫負担基本額を記載すること。

様式 2-2 国庫負担金所要額調

| 種 | 目 | 対象経費の支出予定額 | 寄付金その他の収入額 | 差引額(①-②) | 基準額 | 選定額(③と④のいずれか少ない方の額) | 交付要綱6及び7に定める徴収基準額 | 国庫負担基本額(⑤-⑥) | 要国庫負担額(⑦×1/2) | 市町村名 | 備考 |
|--------|---|------------|------------|----------|-----|---------------------|-------------------|--------------|---------------|------|----|
| 養育医療費 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 未熟児移送費 | | | | | 0 | | | | | | |

様式 1-2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

| 区分 | 種 | 目 | 国庫負担(補助)基本額 | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 市町村名 | 備考 |
|--------------|--------|---|-------------|---------------|------|----|
| 母子保健衛生費負担金 | 養育医療費 | | 円 | 円 | | |
| 結核児童日用品費等負担金 | 未熟児移送費 | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

(注) 国庫負担基本額欄には、様式 2-2 の国庫負担基本額を記載すること。

様式 2-2 国庫負担金所要額調

| 種 | 目 | 対象経費の支出予定額 | 寄付金その他の収入額 | 差引額(①-②) | 基準額 | 選定額(③と④のいずれか少ない方の額) | 交付要綱6及び7に定める徴収基準額 | 国庫負担基本額(⑤-⑥) | 要国庫負担額(⑦×1/2) | 市町村名 | 備考 |
|--------|---|------------|------------|----------|-----|---------------------|-------------------|--------------|---------------|------|----|
| 養育医療費 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 未熟児移送費 | | | | | 0 | | | | | | |

別表 1 養育医療費所要額明細表

| 区 | 分 | 対象経費の支出予定額 | 基準額 | | 市町村名 | 備考 |
|---|---|------------|------------|----------|------|----|
| | | | 控除額(医療保険各) | 差引額(②-③) | | |
| 医 | 療 | 円 | 円 | 円 | | |
| 看 | 料 | | | | | |
| 計 | | | | | | |

別表 1 養育医療費所要額明細表

| 区 | 分 | 対象経費の支出予定額 | 基準額 | | 市町村名 | 備考 |
|---|---|------------|------------|----------|------|----|
| | | | 控除額(医療保険各) | 差引額(②-③) | | |
| 医 | 療 | 円 | 円 | 円 | | |
| 看 | 料 | | | | | |
| 計 | | | | | | |

別表 2 結核児童日用品費等所要額明細表

| 区 | 分 | 対象経費の支出予定額 | 基準額 | | 市町村名 | 備考 |
|---|---|------------|------|-------|------|----|
| | | | 費用総額 | 金額(②) | | |
| 未 | 熟 | 円 | 円 | 円 | | |
| 児 | 移 | | | | | |
| 送 | 送 | | | | | |
| 費 | 費 | | | | | |

別表 2 結核児童日用品費等所要額明細表

| 区 | 分 | 対象経費の支出予定額 | 基準額 | | 市町村名 | 備考 |
|---|---|------------|------|-------|------|----|
| | | | 費用総額 | 金額(②) | | |
| 未 | 熟 | 円 | 円 | 円 | | |
| 児 | 移 | | | | | |
| 送 | 送 | | | | | |
| 費 | 費 | | | | | |

様式 1 二 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

| 区 分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備 考 |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------|-----------|-----|
| | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 交付決定額 | 国庫負担金及び国庫補助金受入額 | 差引通(△)不足額 | |
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 旧母子保健衛生費負担金(養育医療費のみ) | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 母子保健衛生費負担金 | | | | | |
| 旧結核児童日用品費等負担金(未熟児移送費のみ) | | | | | |
| 結核児童日用品費等負担金 | | | | | |
| 母子保健衛生費補助金 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

(注) 1 要国庫負担額及び国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び補助補助額を記載すること。
 2 事業により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。
 3 旧母子保健衛生費負担金(養育医療費のみ)及び旧結核児童日用品費等(未熟児移送費のみ)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われたものを記載すること。

様式 2 二 1 国庫負担金精算額調

| 種 目 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | | | 備 考 |
|-----------|----------------|--------------------|--------------|-----|---------------------------------|---------------------------|------------------|-------------------|-----|
| | 対象経費の 実支出額 | 寄付金 その他の 収入額 | 差引額 (①-②) | 基準額 | 選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) | 交付要綱6及 び7に定める 徴収基準額 | 国庫負担基本 額(⑤-⑥) | 要国庫負担額 (⑦×1/2) | |
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | |
| 旧養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 養育医療費 | | | | | | | | | |
| 療育の給付費 | | | | | | | | | |
| 結核児童日用品費等 | | | | | | | | | |

(注) 旧養育医療費欄には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われたものを記載すること。

別表 1 養育医療費精算額明細表

| 区 分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備 考 |
|-------|----------------|------|-------------------------|--------------|-----|
| | 対象経費の 実支出額 | 費用総額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 医 療 費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 看 護 料 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

| 区 分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備 考 |
|--------------|----------------|-------|-----------------|-----------|-----|
| | 要国庫負担額及び国庫補助額 | 交付決定額 | 国庫負担金及び国庫補助金受入額 | 差引通(△)不足額 | |
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 母子保健衛生費負担金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 結核児童日用品費等負担金 | | | | | |
| 母子保健衛生費補助金 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

(注) 1 要国庫負担額及び国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び補助補助額を記載すること。
 2 事業により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

様式 2 国庫負担金精算額調

| 種 目 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | | | 備 考 |
|-----------|----------------|--------------------|--------------|-----|---------------------------------|---------------------------|------------------|-------------------|-----|
| | 対象経費の 実支出額 | 寄付金 その他の 収入額 | 差引額 (①-②) | 基準額 | 選定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) | 交付要綱6及 び7に定める 徴収基準額 | 国庫負担基本 額(⑤-⑥) | 要国庫負担額 (⑦×1/2) | |
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | |
| 養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 療育の給付費 | | | | | | | | | |
| 結核児童日用品費等 | | | | | | | | | |

別表 1 養育医療費精算額明細表

| 区 分 | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | 備 考 |
|-------|----------------|------|-------------------------|--------------|-----|
| | 対象経費の 実支出額 | 費用総額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 医 療 費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 看 護 料 | | | | | |
| 計 | | | | | |

別表2 養育医療費事業等実施状況

| 費用徴収状況 | | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | | | | |
|--------------|---|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 階層区分 | A | B | C1 | C2 | D1 | D2 | D3 | D4 | D5 | D6 | D7 |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | | | | |
| 給付延件数(件) | | | | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | | | | |

| 費用徴収状況 | | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | |
|--------------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 階層区分 | D8 | D9 | D10 | D11 | D12 | D13 | D14 | 計① |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | |
| 給付延件数(件) | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | |

(注) 1 階層区分は交付要綱の6に定める「徴収基準額表」によるものであること。
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。
 なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額の適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。
 4 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

2 未熟児養育医療の指定医療機関の現状

| 区分 | 指定養育医療機関数 | 養育医療のための収容定員総数 | 力所 | 病院 | 診療所 | 薬局 | 出生時の体重 | 1,000g以下 | 1,001g以上1,500g以下 | 1,501g以上1,800g以下 | 1,801g以上2,000g以下 | 2,001g以上2,300g以下 | 2,301g以上2,500g以下 | 2,501g以上 | 計 |
|----|-----------|----------------|----|----|-----|----|-----------|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------|---|
| | | | | | | | 新規給付決定実人員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

(注) 都道府県、指定都市、中核市について厚生労働大臣が指定するものを管内の数について記載すること。
 (注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | | | 備考 |
|-----|---------------|------------|----|-------------------------|--------------|----|
| | | 費用総額 員数 | 金額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| 医療費 | ① 円 | 人 | 円 | 円 | 円 | |
| 移送費 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | | | 備考 |
|---------|---------------|------------|----|-------------------------|--------------|----|
| | | 費用総額 員数 | 金額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| 学習用品費 | ① 円 | 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 日用品費 | | | | | | |
| 旧未熟児移送費 | | | | | | |
| 未熟児移送費 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(注) 旧未熟児移送費欄には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われたものを記載すること。

別表2 養育医療費事業等実施状況

| 費用徴収状況 | | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | | | | |
|--------------|---|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 階層区分 | A | B | C1 | C2 | D1 | D2 | D3 | D4 | D5 | D6 | D7 |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | | | | |
| 給付延件数(件) | | | | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | | | | |

| 費用徴収状況 | | 都道府県(政令市・特別区)名 | | | | | | |
|--------------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 階層区分 | D8 | D9 | D10 | D11 | D12 | D13 | D14 | 計① |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | |
| 給付延件数(件) | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | |

(注) 1 階層区分は交付要綱の6に定める「徴収基準額表」によるものであること。
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となった人員を各階層別に記載すること。
 なお、該当する階層が給付途中で変更となった場合であっても、当初認定の階層により記載すること。
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準加算月額の適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。
 4 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

2 未熟児養育医療の指定医療機関の現状

| 区分 | 指定養育医療機関数 | 養育医療のための収容定員総数 | 力所 | 病院 | 診療所 | 薬局 | 出生時の体重 | 1,000g以下 | 1,001g以上1,500g以下 | 1,501g以上1,800g以下 | 1,801g以上2,000g以下 | 2,001g以上2,300g以下 | 2,301g以上2,500g以下 | 2,501g以上 | 計 |
|----|-----------|----------------|----|----|-----|----|-----------|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------|---|
| | | | | | | | 新規給付決定実人員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

(注) 都道府県、指定都市、中核市について厚生労働大臣が指定するものを管内の数について記載すること。
 (注) 都道府県は、各欄に市町村内訳の合計を記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | | | 備考 |
|-----|---------------|------------|----|-------------------------|--------------|----|
| | | 費用総額 員数 | 金額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| 医療費 | ① 円 | 人 | 円 | 円 | 円 | |
| 移送費 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | | | 備考 |
|---------|---------------|------------|----|-------------------------|--------------|----|
| | | 費用総額 員数 | 金額 | 控除額 (医療保険各 法負担額)③ | 差引額 (②-③) | |
| 学習用品費 | ① 円 | 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 日用品費 | | | | | | |
| 旧未熟児移送費 | | | | | | |
| 未熟児移送費 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(注) 旧未熟児移送費欄には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われたものを記載すること。

様式 3-1 国庫負担金精算額市町村別内訳書

| 市町村 | 区 | 対象経費の 支出予定額 ① | 寄付金 その他の 収入額 ② | 差引額 (①-②) ③ | 基準額 ④ | 選定額(③と ④のいずれか 少ない方の 額)⑤ | 交付要綱6及 ひ7に定める 預収事業額 ⑥ | 都道府県名 | | 備考 |
|-----|---|---------------------|-------------------------|-------------------|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|----|
| | | | | | | | | 国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦ | 国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧ | |
| 〇〇市 | | | | | | | | | | |
| ●●町 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 会社 ●●〇 市町村 | | | | | | | | | | |
| 養育医療費 未熟児移送費 社 | | | | | | | | | | |

(注) ・この表は、市町村長から提出された様式第2-2による所要額に基づいて作成すること。
・合計欄には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

様式 4-1 国庫補助金精算額調

| 種 目 | 対象経費の 美支出額 ① | 寄付金その 他の収入額 ② | 差引額 (①-②) ③ | 都道府県(政令市・特別区)名 基準額 ④ | 国庫補助 基本額 ⑤ | 要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ |
|-----|--------------------|---------------------|-------------------|----------------------------|------------------|------------------------|
| | | | | | | |

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式 3 国庫補助金精算額調

| 種 目 | 対象経費の 美支出額 ① | 寄付金その 他の収入額 ② | 差引額 (①-②) ③ | 都道府県(政令市・特別区)名 基準額 ④ | 国庫補助 基本額 ⑤ | 要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ |
|-----|--------------------|---------------------|-------------------|----------------------------|------------------|------------------------|
| | | | | | | |

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
③と④とを比較して少ない方の額。
・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式 1-2 国庫負担金及精算額総括表

| 区分 | 国庫負担金及 国庫補助金 受入額 | | 差引額 (①-②) | | 備考 |
|--------|------------------------|---|--------------|---|----|
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 未熟児移送費 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

(注) 1 要国庫負担額様式2の各表の要国庫負担額を記載すること。
 2 事業により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

様式 2-2 国庫負担金精算額調

| 種目 | 対象経費の 実支出額 | 寄付金 その他の 収入額 | 差引額 (①-②) | 基準額 (③) | 還定額(③と ④のいずれ か少ない方 の額) ⑤ | 交付要額6及 び7に定める 徴収基準額 ⑥ | 国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦ | 要国庫負担額 (⑦×1/2) ⑧ | 備考 | 市町村名 |
|--------|---------------|--------------------|--------------|------------|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------|---------------------|----|------|
| | | | | | | | | | | 市町村名 |
| 養育医療費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 未熟児移送費 | | | | | | | | | | |

別表 1 養育医療費精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | 備考 |
|-----|---------------|-------------|--------------|----|
| | | 費用総額 (①) | 差引額 (②-③) | |
| 医療費 | 円 | 円 | 円 | |
| 看護料 | | | | |
| 計 | | | | |

別表 2 養育医療費事業等実施状況

| 1 費用徴収状況 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 階層区分 | A | B | C1 | C2 | D1 | D2 | D3 | D4 | D5 | D6 | D7 | 市町村名 |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | | | | | |
| 給付延日数(件) | | | | | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | | | | | |

| 2 出生時の体重の状況 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|-----------------------------|---|--|
| 階層区分 | D8 | D9 | D10 | D11 | D12 | D13 | D14 | 計 | ① | 給付実人員のうち前年度より引き継ぎ給付を受けた人員 ② | | |
| 給付実人員(人) | | | | | | | | | | | 人 | |
| 給付延日数(件) | | | | | | | | | | | | |
| 給付延日数(日) | | | | | | | | | | | | |
| 加算基準額適用日数(日) | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 階層区分は交付要額の6に定める「徴収基準額表」によるものであること。
 2 給付人員は母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条により国庫負担の対象となつた人員を各階層別に記載すること。
 なお、該当する階層が給付途中で変更となつた場合であっても、当初認定の階層により記載すること。
 3 加算基準額適用日数欄は、「徴収基準額表」の徴収基準額適用日数に基づいて、その適用を受けた者について、その適用を受けた期間に係る給付延日数を再掲すること。

2 出生時の体重の状況

| 出生時の 体重 | 1,000g 以下 | | 1,001g以上 1,800g以下 | | 1,801g以上 2,000g以下 | | 2,001g以上 2,300g以下 | | 2,301g以上 2,500g以下 | | 2,501g以上 | | 計 |
|---------------|--------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|----------|---|---|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 新規給付 決定実人員 | | | | | | | | | | | | | |

別表 3 結核児童日用品費等精算額明細表

| 区分 | 対象経費の 実支出額 | 基準額 | | 備考 |
|--------|---------------|------------|-----------|----|
| | | 費用総額 単価 | 差引額 金額 | |
| 未熟児移送費 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(案)

雇児発※※第※号

平成25年※月※日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

母子保健医療対策等総合支援事業については、平成17年8月23日雇児発第0823001号本職通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」一部改正新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>別紙</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 療育指導事業 (1)～(2) (略) (3) 実施機関 療育指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第2項の規定に基づき療育の指導を実施する保健所（以下「療育指導実施保健所」という。）において行われ るものである。療育指導実施保健所において療育指導等に当たると小児科等の医師又は 小児慢性特定疾患児等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾患児既養育者」とい う。）については、あらかじめ委嘱すべき医師又は小児慢性特定疾患児既養育者を選定し、 相談日時等について承諾を得た上委嘱するものとする。</p> <p>また、療育指導実施保健所の名称、所在地、療育指導等を行う日時を一般に周知すると ともに、関係機関の協力を得るなど本事業が広く活用されるよう努めるものとする。 (4)～(9) (略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業 (1) (略) (2) (略) (3) 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するもの とする。 ① (略) ② 女性健康支援センター事業 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 事業内容 (7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導 (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成 (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置 (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置 (オ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (カ) その他相談の実施に必要な事項 オカ (略) 力 (略) ③ (略) ④ (略)</p> | <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>別紙</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p> <p>2 療育指導事業 (1)～(2) (略) (3) 実施機関 療育指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第2項の規定に基づき 療育の指導を実施する保健所（以下「療育指導実施保健所」という。）において行われ るものである。療育指導実施保健所において療育指導等に当たると小児科等の医師又は 小児慢性特定疾患児等を養育していた親等（以下「小児慢性特定疾患児既養育者」とい う。）については、あらかじめ委嘱すべき医師又は小児慢性特定疾患児既養育者を選定し、 相談日時等について承諾を得た上委嘱するものとする。 なお、小児慢性特定疾患児既養育者が助言・相談等を行う場合は、医療機関等の適当な 場所において実施することができる。 また、療育指導実施保健所の名称、所在地、療育指導等を行う日時を一般に周知すると ともに、関係機関の協力を得るなど本事業が広く活用されるよう努めるものとする。 (4)～(9) (略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業 (1) (略) (2) (略) (3) 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するもの とする。 ① (略) ② 女性健康支援センター事業 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 事業内容 (7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導 (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成 (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置 (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置 (オ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (カ) その他相談の実施に必要な事項 オカ (略) 力 (略) ③ (略) ④ (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>ア 別添3「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成22年4月） ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月） <p>また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れられている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>(6) 助成の額及び期間</p> <p>(7) 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万（ただし、別添4のC及びFの治療については、7万5千円）まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。</p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行なった体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>具体的には別添4のAからFのいずれかにかあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。</p> <p>(8) 助成の申請及び決定</p> <p>ア ① 助成の申請 (略)</p> <p>イ 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添5を参考とすること。）及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。</p> <p>② (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)</p> | <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>ア 別添3「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成18年4月） ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月） <p>また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れられている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>(6) 助成の額及び期間</p> <p>(7) 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。</p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行なった体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>具体的には別添4のAからFのいずれかにかあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。</p> <p>(8) 助成の申請及び決定</p> <p>ア ① 助成の申請 (略)</p> <p>イ 申請には、特定不妊治療費助成事業申請書様式（別添5を参考とすること。）及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。</p> <p>② (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(12) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は別添6を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～別添6 (略)</p> | <p>(12) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 助成の状況を明確にするため、特定不妊治療費助成事業台帳（様式は別添6を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～別添6 (略)</p> |

「児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について」一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>別紙 児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について 児童虐待防止医療ネットワーク事業要綱</p> <p>1 事業目的 (略)</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>4 国の助成 (略)</p> | <p>別紙 児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について 児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱</p> <p>1 事業目的 (略)</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>4 国の助成 (略)</p> |

(案)

雇児発※※第※号

平成 25 年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」
の一部改正について

標記の事業については、平成 17 年 2 月 21 日雇児発第 0221002 号本職通知の「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

小兒慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

| 旧 | 旧 |
|---------------------------|---------------------------|
| 第1～第10 (略) 別表1 (略) | 第1～第10 (略) 別表1 (略) |

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

旧

旧

別表2

| 階層区分 | | 世帯の階層(細)区分 | 徴収基準 月額 | 徴収基準 加算月額 |
|------|---|---|------------|--------------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 0 | 円 0 |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 1,100 | 110 |
| C階層 | A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | | 230 |
| | | 所得割の額のある世帯 | 2,900 | 290 |
| D階層 | A階層及びB階層を除き前年分の所得課税世帯であって、その所得の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得税の年額2,400円以下 | | 350 |
| | | 2,401 ~ 4,800 円 | D1 階層 | 380 |
| | | 4,801 ~ 8,400 円 | D2 " | 430 |
| | | 8,401 ~ 12,000 円 | D3 " | 470 |
| | | 12,001 ~ 16,200 円 | D4 " | 550 |
| | | 16,201 ~ 21,000 円 | D5 " | 630 |
| | | 21,001 ~ 46,200 円 | D6 " | 810 |
| | | 46,201 ~ 60,000 円 | D7 " | 940 |
| | | 60,001 ~ 78,000 円 | D8 " | 1,160 |
| | | 78,001 ~ 100,500 円 | D9 " | 1,380 |
| | | 100,501 ~ 190,000 円 | D10 " | 1,790 |
| | | 190,001 ~ 299,500 円 | D11 " | 2,200 |
| | | 299,501 ~ 831,900 円 | D12 " | 2,620 |
| | | 831,901 ~ 1,467,000 円 | D13 " | 4,040 |
| | | 1,467,001 ~ 1,632,000 円 | D14 " | 4,250 |
| | | 1,632,001 ~ 2,302,900 円 | D15 " | 5,150 |
| | | 2,302,901 ~ 3,117,000 円 | D16 " | 6,130 |
| | | 3,117,001 ~ 4,173,000 円 | D17 " | 7,190 |
| | | 4,173,001 円以上 | D18 " | 全額 |
| | D19 " | 左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円 | | |

別表2

| 階層区分 | | 世帯の階層(細)区分 | 徴収基準 月額 | 徴収基準 加算月額 |
|------|---|---|------------|--------------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 0 | 円 0 |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 1,100 | 110 |
| C階層 | A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | | 230 |
| | | 所得割の額のある世帯 | 2,900 | 290 |
| D階層 | A階層及びB階層を除き前年分の所得課税世帯であって、その所得の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得税の年額2,400円以下 | | 350 |
| | | 2,401 ~ 4,800 円 | D1 階層 | 380 |
| | | 4,801 ~ 8,400 円 | D2 " | 430 |
| | | 8,401 ~ 12,000 円 | D3 " | 470 |
| | | 12,001 ~ 16,200 円 | D4 " | 550 |
| | | 16,201 ~ 21,000 円 | D5 " | 630 |
| | | 21,001 ~ 46,200 円 | D6 " | 810 |
| | | 46,201 ~ 60,000 円 | D7 " | 940 |
| | | 60,001 ~ 78,000 円 | D8 " | 1,160 |
| | | 78,001 ~ 100,500 円 | D9 " | 1,380 |
| | | 100,501 ~ 190,000 円 | D10 " | 1,790 |
| | | 190,001 ~ 299,500 円 | D11 " | 2,200 |
| | | 299,501 ~ 831,900 円 | D12 " | 2,620 |
| | | 831,901 ~ 1,467,000 円 | D13 " | 4,040 |
| | | 1,467,001 ~ 1,632,000 円 | D14 " | 4,250 |
| | | 1,632,001 ~ 2,302,900 円 | D15 " | 5,150 |
| | | 2,302,901 ~ 3,117,000 円 | D16 " | 6,130 |
| | | 3,117,001 ~ 4,173,000 円 | D17 " | 7,190 |
| | | 4,173,001 円以上 | D18 " | 全額 |
| | D19 " | 左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円 | | |

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

| 旧 | 旧 |
|--|--|
| 備考 | 備考 |
| <p>1 徴収月額の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の特例は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家庭で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数箇月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を同一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p> | <p>1 徴収月額の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の特例は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則</p> <p>世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家庭で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数箇月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を同一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。</p> |

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱新旧対照表

| 旧 | 目 |
|---|---|
| <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。))をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。))の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3)徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p> <p>5 その他 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困難している市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。</p> | <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。))をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。))の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3)徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p> |

